

諮問番号：行政不服審査諮問第13号

答申番号：川情審査行服答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、令和元年5月15日付けで審査請求人〇〇〇〇氏（以下「請求人」という。）に対して行った預金払戻請求権差押処分について請求人が同年8月7日付けで提起した審査請求（令和元年（審）第3号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 本件処分に至るまでの経緯

- 1 請求人は、令和元年5月15日時点において、平成26年度から平成30年度までの国民健康保険税を滞納し、その滞納に伴う延滞金と併せた額の合計（以下「本件滞納」という。）は295,000円であった。
- 2 処分庁は、1の状況に至る経過において、地方税法（昭和25年法律第226号）第726条に基づき、各年度の各期の納期限を経過する毎に請求人へ督促状を送付するとともに、年2～3回催告書を請求人あて送付した。
しかしながら、請求人は本税及び延滞金の納付をせず、処分庁あてに納税相談等の連絡を入れることもなかった。
- 3 処分庁は、2の状況を踏まえ、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「法」という。）第141条の規定により、請求人の財産調査を実施した。その結果、三井住友銀行錦糸町支店に差押可能な請求人名義の預金口座があることが判明した。
- 4 令和元年5月15日、処分庁職員は、三井住友銀行錦糸町支店に赴き、当該口座預金のうち145,602円について差押処分（以下「本件処分」という。）を行ない、同日同金額を取り立てた。
- 5 処分庁は、令和元年5月15日付けで請求人に差押調書を送付した。
- 6 請求人は本件処分を不服として、令和元年8月7日付でその取消しを求める審査請求を行った。

第3 請求人の主張

1 処分庁の行った本件処分は、以下のとおり違法なものである。

(1) 本件処分にあたり、事前に的確に質問検査が行われないまま一つの銀行口座だけを調べて差押処分を行ったこと。

(2) 請求人は、川口市内の金融機関（埼玉りそな銀行川口南平台支店）に口座を有しているにもかかわらず、あえて県外の金融機関への財産調査及び差押処分を行うに至ったことは「ねらい打ち差押え」であり、人件費及び交通費の無駄遣いであるから公の秩序に反する行為である。

(3) 本件処分に際して、事前の催告はあったものの、事前の差押通知が全くなかった。国税徴収法基本通達47条関係18項によれば、差押えにあたって事前の通知がない場合には、6ヵ月以内の債権のみが当該差押えの対象となるはずであり、同通達に違反しているのではないか。

2 処分庁において、国民健康保険制度について理解をしていない職員が職務にあたることは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第1条及び第4条の規定に違反している。

3 納税相談における「払わなければまた差し押さえる」旨の発言は、滞納者全員に向けてのものであれば脅迫又は強要にあたり、請求者個人に対するものであるならば差別にあたり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第13条に違反している。

4 本件処分とは別に、請求人は令和元年6月中頃、請求人が契約を締結する業務委託契約会社から連絡を受け、川口市から当該会社に書類が送付され請求人の必要事項について記入し返送した旨の報告を伝えられた。

この件につき、以下の法律違反がある。

(1) 送付された書類には、川口市担当職員の身分を示す書類が添付されていなかったことから、法第147条第1項に違反している。

(2) 川口市からの書類の送付は、質問、検査又は捜索に該当すると考えられ、請求人は調書の謄本を受領していないことから、法第146条第2項に違反している。

(3) 当該書類は郵送により行われているから、法第143条第1項に違反している。

第4 処分庁の主張

- 1 差押えを含む滞納処分とは、税（徴収金）が納期限までに完納されないとき、税債権を保全するために、納税者の財産をもって滞納税に充てる一連の手続きであり、納税者の意思にかかわらず強制的に行われるものである。
- 2 請求人は、事前に的確に質問検査が行われず、一つの銀行口座だけを調査して差押処分を行うことは違法などと主張する。しかし、処分庁が行った財産調査は法第141条に基づく適正な手続きである。また、国税徴収法基本通達47条関係17項においては「差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量による」とされており、本件における差押処分は適正に行われたものと言える。よって、請求人の主張には理由がない。
- 3 請求人は、処分庁が行った財産調査及び差押処分につき、人件費及び交通費の無駄遣いであり公の秩序に反する行為であるなどと主張するが、本件処分は2のとおり法令に基づき適正に行われたものであるから、請求人の主張は認められない。
- 4 請求人が本件処分を違法と主張する論拠の一つとした国税徴収法基本通達第47条関係18項は、督促又は催告等をしてから6ヵ月以上を経過して差押処分をしようとするときは、改めて事前に「納付の催告」をすべきとする行政取扱いを定めたものである。処分庁は、請求人に対し、平成30年12月5日に納付の催告書を発送しており、そこから6ヵ月を経過する以前の令和元年5月15日に処分庁は請求人に対して本件処分を行っているから、本件処分は、同通達に抵触するものではない。
- 5 請求人は、国民健康保険制度について理解をしていない職員が職務にあたることは国民健康保険法第1条及び第4条に違反すると主張する。しかし、処分庁職員は、請求人に対して国民健康保険法の趣旨にのっとり国民健康保険制度についての説明を行ったものであるから、請求人主張の各規定違反は存在しない。
- 6 請求人は、納税相談における処分庁の発言が、請求人個人に対する脅迫、強要ないし差別であり地方公務員法第13条に違反すると主張するが、処分庁が請求人に対して行った説明は一般論に過ぎず、納税相談において誰に対しても伝え得る内容であることから、請求人の主張には理由がない。

- 7 よって、本件処分及び本件処分に至るまでの過程に違法又は不備な点はなく、請求人の主張はいずれも理由がなく、認められないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査員意見書の理由の要旨

1 本件処分に至るまでの経緯について（認定事実）

第1事案の概要によるもののほか、認定される事実は次のとおりである。

(1) 本件滞納の内訳は下記のとおりであった。

ア 国民健康保険税(平成26年度1期～平成30年度8期) 合計 250,000円

イ 延滞金 合計 45,000円

(2) 処分庁は、法第141条の規定に基づき滞納が続く請求人の財産を差し押さえるため請求人の財産調査を行ったところ、平成31年4月22日に三井住友銀行錦糸町支店に差押可能な請求人名義の預金口座があることが判明した。

(3) 令和元年5月15日、三井住友銀行錦糸町支店の請求人名義の預金口座には、請求人の勤務先から給与277,507円が振り込まれ、同日時点で277,602円の預金残高が存在した。処分庁職員は、同日午前9時44分に同支店へ赴き、当該預金残高のうち145,602円を差し押さえ、これを取り立てた。また、同日付けで法第54条の規定により同日付けで請求人あてに差押調書の謄本を交付した。

2 本件処分の適法性について

(1) 地方税法第728条第1項によれば、国民健康保険税の滞納者が督促を受けてもなお、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、当該督促に係る徴収金を完納しないときは、地方公共団体の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。

次に、国民健康保険税に係る滞納処分は、地方税法第728条第7項の規定により法に規定する滞納処分の例によることとされている。

そして、滞納処分のために徴収職員が滞納者の財産の調査を行う権限は、法第141条に定められている。

また、法第62条第1項及び第3項によれば、債権の差押えは、第三債務者

に対する債権差押通知書の送達により行うこととされ、当該差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるとされている。

(2) 認定事実(2) 及び(3) のとおり、処分庁による本件処分に係る一連の手続は、関係法令の規定及び解釈に基づいて適正に執行されており、本件処分は違法ないし不当なものではない。

(3) 請求人は、本件処分にあって、事前に的確に質問検査が行われぬまま一つの銀行口座だけを調べて差押処分を行うことは違法であると主張する。

しかし、国税徴収法基本通達47条関係17項によれば、「差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量による」とされ、請求人名義の預金口座は、同通達により留意すべきとされる各事項にも該当しないことから、請求人の主張は認められない。

(4) 次に、請求人は、本件処分に際して請求人が市内の金融機関に預金口座を有しているにもかかわらず、あえて県外の金融機関への財産調査及び差押処分を行うに至ったことは、人件費及び交通費の無駄遣いであり不当であると主張する。

しかし、(3) で述べたとおり、差し押さえる財産の選択に際して徴税職員には裁量が認められているから、県外の金融機関への財産調査及び当該財産への差押処分をもって、当該行為が直ちに違法ないし不当なものになるとはいえないから、請求人の主張は認められない。

(5) また、請求人は、本件処分に際して、事前の催告はあったが、事前の差押通知が全くなく、その場合には、国税徴収法基本通達47条関係18項により、6ヵ月以内の債権のみが当該差押えの対象となるはずだから、本件処分は、同通達に違反していると主張する。

しかしながら、国税徴収法基本通達47条関係18項の趣旨は、督促又は催告等をしてから6ヵ月以上を経過して差押処分をしようとするときは、改めて事前に「納付の催告」をすべきとの内容である。処分庁は、本件処分に先んじて、平成30年12月5日に請求人あてに納付の催告書を発送し、その後令和元年5月15日に、処分庁は請求人に対して本件処分を行っている。納付の催告書の発送から本件処分までは6ヵ月を経過していないのであるから、本件処

分は、国税徴収法基本通達第47条関係18項の規定に抵触するものではない。
よって、請求人の主張は認められない。

3 その他の請求人の主張について

その他、請求人は、処分庁に対し縷々不平を述べるが、いずれも本件処分の違法性を争う争点たり得ないことから言及しない。

4 預金債権を実質的に給与債権としてみた場合における考察

(1) 本件処分の対象財産は、請求人の有する預金債権であるが、令和元年5月15日に277,602円の給与が振り込まれる前日の預金残高は95円であったこと、請求人名義の口座名義に給与として振り込まれた後に本件処分は行われたことから、本件処分の対象財産が実質的に給与としてみた場合における本件処分について考察する。

(2) 地方税法第728条第7項が準用する法第76条第1項は、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については所定の金額は差し押さえることができないと定めているところ、ア 金融機関に対する預貯金債権（払戻請求権）は、預貯金口座開設者と金融機関との間の消費寄託契約に基づく債権であり、給料等の各債権とは法的性質を異にし、金融機関の口座に振り込まれた給料等相当額の預貯金債権が給料等に係る債権に包摂されるという解釈は文言上無理があること、イ 給料等に基づき支払われる金銭がその者の預貯金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること（法第76条2項の「給料等に基づき支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預貯金債権は含まれないと解されているところである（国税徴収法基本通達第76条関係11項）。）、ウ 法第76条第1項は、給与等の一部を差押禁止とする一方で、給与等の振込みにより成立した預貯金債権については何ら触れていないのであり、それにもかかわらず、預貯金債権まで差押禁止債権とすると、法の明文の規定なく責任財産から除外される財産を認めることとなりかねず、取引の安全を害するおそれがあること、エ 滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予（地方税法第15条の5）又は滞納処分の停止（同法第15条の7）を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給与等に基づき支払われる金

銭が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである（最高裁平成9年（オ）第1963号同10年2月10日第三小法廷判決参照）。

(3) もっとも、給与等に基づき支払われる金銭が受給者名義の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、法第76条第1項がその者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであるから、ア 処分庁が、実質的に法第76条第1項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否か、イ 差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがあるか否かなどを総合的に考慮して、差押処分が上記趣旨を没却するものであると認められる場合には、当該差押処分は権限を濫用したものととして違法であるというべきである（東京高等裁判所平成30年（行コ）第114号・平成30年（行コ）第191号同30年12月19日参照）。

(4) これを本件についてみると、アについては、本件預金口座の残高は、令和元年5月14日の時点で95円にすぎなかったところ、翌15日に本件給与277,507円が振り込まれたことにより277,602円に増額していることからすれば、本件預金債権は、本件差押処分の時点では、その大部分が本件給与を原資とするものとみる余地もあり、処分庁において、毎月15日に給与が支給されることを認識し得ていたこと（本件預金口座の取引履歴をみれば、先月及び先々月においても15日に同じ給与支払者から給与を得ていた事実を処分庁は把握していた）からすれば、本件差押処分が実質的に本件給与自体を差し押さえることを意図していたとみられる余地がないとはいえない。

しかしながら、処分庁において、本件差押処分の直前に、本件預金口座の取引履歴を把握していたことを認めるに足りる証拠はないのであって、直近で本件預金口座の取引履歴を確認したのは令和元年4月18日であるところ、同日までの取引履歴をみると、給与以外にも一定の入金が確認される。そうすると、大局的にみれば、処分庁において本件預金債権の大部分が本件給与を原資とするものであると認識していたということはできず、本件給与自体を差し押さえることを意図して本件滞納処分を行ったとまでは認められない。

また、イについても、処分庁は生活の維持を困難にするおそれがある金額と

して132,000円を控除した後の145,602円を差押対象額としている。処分庁の資料によれば、法第76条第1項第1号から第3号までについては、その金額を算定する挙証資料がなく、控除の判断をすることができなかったこと（請求人への国民健康保険税の課税において、処分庁は、請求人本人から収入申告もなく、給与支払者からの何らの報告もなかったことから、平成26年度から平成30年度に至るまで所得割を賦課することができずに均等割の50,000円のみを賦課し続けていた。）、同項第4号相当額として100,000円としたこと（国税徴収法施行令第34条）、同項第5号については過去の請求人の給与には変動があったことから処分庁が把握する3ヶ月の給与の平均値を用いて100分の20の計算を行ったことが確認される。そうすると、本件差押処分が、法第76条第1項が差押えを禁止した趣旨を没却するものであるとまでは認めることができず、本件差押処分が権限を濫用したものであるとして違法であるということとはできない。

5 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上のとおり、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第2項に規定により棄却されるべきものと考えられる。

第6 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

令和2年	3月13日	諮問
令和2年	3月24日	処分庁からの意見聴取、審議
令和2年	7月6日	審議
令和2年	8月3日	審議
令和2年	10月21日	審議
令和2年	12月25日	審議
令和3年	3月22日	審議
令和3年	4月21日	審議

第7 審査会の判断

1 本件審査請求は、処分庁が請求人に対し令和元年5月15日付で行った三井住友銀行錦糸町支店の請求人の預金に対する払戻請求権について差押えを行った本件処分についての違法性または不当性の有無に関するものである。

2 なお、請求人の主張のうち、1の(2)乃至(4)については、いずれも行政処分を対象とする主張ではなく、本件審査請求の不服の理由となるものではないので、当審査会は、これらについては判断を行わないものとする。

3 請求人の主張1の(1)のアについて

(1) 請求人は、事前の明確な質問検査が行われないうまま、一つの銀行口座だけを調べて差押処分を行うことは違法であると主張している。

(2) しかしながら、本件処分にあたっては、事前に地方税法第298条及び法第141条に基づく令和元年5月15日付川口市長からの「金融機関の預貯金等の調査証」に基づき調査を行い、それに対する株式会社三井住友銀行錦糸町支店からの回答に基づいて、これを行っている。

また、滞納者のどの財産を差し押さえるかについては、処分庁の裁量によるものであって、当該銀行預金を差押えの対象としたことについて違法性はなく、また、裁量権の濫用による違法性や不当性は認められない。

(3) 次に、国税徴収法基本通達第47条関係18項は、督促又は催告後6ヶ月を経過してから差押処分をしようとするときは、改めて納付の催告をすべきとしている。本件処分については、平成30年12月5日に請求人宛に納付の催告書を発送し、その6ヶ月以内である令和元年5月15日に本件差押処分を行っていることが認められ、その手続は適法に行われている。

4 本件について検討すべき点

(1) 本件審査請求において、請求人は主張していないものの、審査会としては、以下の点について検討することとする。

(2) 本件処分は、請求人の給与が振り込まれた請求人の銀行に対する預金払戻請求権の差押えである。

年金や給与等については、差押えが禁止されたり、その一部の金額の差押えしか認められていない。しかしながら、給与等が預金に振り込まれた結果、請求

人が有する債権は給料債権とは異なる預金払戻請求権となり、両者は別個の債権であって、その振込口座への差押処分が違法となるものではない。

(3) しかしながら、その差押えの対象債権が別個であるとしても、その給与が振り込まれた預金が滞納者の生活の糧となっている場合もあり、差押えにあたっては、配慮が求められるべきである。平成31年4月23日付、国税庁徴収課課長補佐「差押禁止債権等に関する留意事項（連絡）」では、両債権が別の物であることは前提としつつも給料等の振込みがされる預金等の差押えについて留意すべき事項を定めるとともに、特に差押えと同日に取立てを行うについては、それにより換価の猶予や解除による救済の余地が全くなくなることから、滞納者の正当な権利利益の救済の観点から支障がないと認められる場合を除き、原則として差押えをした日から10日間程度の間隔を置いた上で取立てを行うように示している。

(4) 本件処分については、差押時に同時に取立てが行われていて、前記「連絡」の趣旨は生かされていない。

しかしながら、本件処分においては、その滞納債権は、295,000円であり、また、振り込まれる給与は277,602円であったが、その預金全額を差し押さえ、取り立てるのではなく、処分庁は請求人の生活費相当分を算定の上、これらを差引き、その差押額は、145,602円にとどまっている。このように、本件処分は、約130,000円的生活費相当分を請求人の口座に残して手続が行われ、その差押額は給与振込額の52%程度にとどまっている。

(5) 以上の各事実と請求人において平成26年度以降、国民健康保険税を滞納し、この間、処分庁からの呼び出しに連絡もしてこないことなどの事情を考え合わせると、本件処分において差押えと同時に取立てが行われたからと言って、これを違法・不当な差押処分とすることはできない。

5 結論

よって、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本件審査請求については、審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

令和3年4月21日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊